

国際交渉

地球サミット(1992年6月 リオデジャネイロ)

気候変動枠組条約(1992年5月採択)を150ヶ国以上が署名

COP3(1997年12月 京都)

京都議定書を採用し、先進国の排出削減目標値を合算
我が国は**6%削減(1990年比)**を約束(批准は2002年6月)(2008年~2012年)

京都議定書上の主要国削減目標(1990年比)
米国:▲8% EU:▲7% 日本:▲6%
カナダ:▲6% ロシア:±0% 豪州:+8%

京都議定書の発効(2005年2月)

次期枠組みに向けた交渉の開始(COP13~)

COP15(2009年11月 コペンハーゲン)

各国が自主的に組織を登録するボトムアップ型の仕組みに合意
我が国は**前提条件付25%削減(1990年比)**を登録(2010年1月)

COP16(2010年11月 カンクン)

COP17(2011年11月 ダーバン)

- ・2020年以降の将来枠組みに向けた検討プロセスに合意
- ・京都議定書第二約束期間の設置が決定(日本は不参加)

COP18(2012年11月 ドーハ)

- ・2015年までに2020年以降の将来枠組みに関する交渉を妥結することで合意
 - 〔 2013年に締約国に新枠組みづくりの提案を募り具体的交渉を実施 〕
 - 〔 2014年に交渉文書の要素を検討、2015年のCOP21で文書採択 〕
- ・京都議定書第二約束期間を2013年~2020年までの8年間とすることで合意
- ・第二約束期間不参加国(日本含む)は、クリーン開発メカニズム(CDM)の利用を制限
- ・途上国向け資金援助で先進国は増額に努力

COP19(2013年11月 ワルシャワ)(予定)

国内対策

地球温暖化対策推進大綱(1998年6月)

2000年以降、排出量を1990年比で安定化させること等を目標に、各種施策を規定

地球温暖化対策推進法(1998年10月成立)

京都議定書の採択を受け、我が国が地球温暖化対策に取り組むための基礎的な枠組みを定めた法律

京都議定書目標達成計画(2005年4月閣議決定)

京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づき、**6%削減**に向けた**具体的提案**を策定

美しい星50(Cool Earth50)(2007年5月)

温室効果ガス排出量を**世界全体で半減**(基準年なし)

京都議定書第一約束期間の開始(2008年4月)

福田ビジョン(2008年6月)

温室効果ガス排出量を**60~80%削減**(基準年なし)

麻生目標(2009年6月)

温室効果ガス排出量を2020年に**15%削減**(2005年比)
(1990年比8%削減)

鳩山スピーチ(2009年9月)

すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に温室効果ガス排出量を2020年に**25%削減**(1990年比)

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生(2011年3月)

革新的エネルギー・環境戦略(2012年9月)

- 2020年時点の温室効果ガス排出量削減量見通し
 - 〔 ▲5%~▲9%(GDP成長率1%程度の慎重ケース) 〕
 - 〔 ▲2%~▲5%(GDP成長率2%程度の成長ケース) 〕
- 2030年までに原発ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入(2030年までに再生可能エネルギー3000億kWh以上、省エネ量7200万kl以上等)